三　社会保険診療報酬支払基金法の一部改正関係

1　社会保険診療報酬支払基金の機能の強化に関する事項

㈠　社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）の目的に、国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用の促進に関する事務を行うことを加えることとした。（第一条関係）

㈡　支払基金は、診療報酬請求書の審査における公正性及び中立性の確保並びに診療報酬請求書情報等の分析等（㈣の事務をいう。）を通じた国民の保健医療の向上及び福祉の増進、情報通信の技術の活用による業務運営の効率化の推進並びに業務運営における透明性の確保に努めるとともに、医療保険制度の安定的かつ効率的な運営に資するよう、国民健康保険団体連合会と有機的に連携しつつ、診療担当者に対する診療報酬の適正な請求に資する支援その他の取組を行うよう努めなければならないこととした。（第一条の二関係）

㈢　従たる事務所を廃止することとした。（第三条関係）

㈣　支払基金の業務に、診療報酬請求書及び特定健康診査等に関する記録に係る情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用の促進に関する事務を加えるとともに、当該事務に係る業務の運営に関する事項を定めるに当たっては、当該業務に関し専門的な知識及び経験を有する者の意見を聴かなければならないこととした。（第一五条第一項第八号及び第五項関係）

㈤　支払基金は、定款の定めるところにより審査委員会を設けるとともに、審査委員会の委員は理事長が委嘱することとした。（第一六条第一項及び第二項関係）

㈥　審査委員会の委員の数について、診療担当者を代表する者、保険者を代表する者及び学識経験者それぞれ同数としていたものを、診療担当者を代表する者及び保険者を代表する者を同数とすることとした。（第一六条第二項関係）

㈦　支払基金は、各保険者に、診療報酬請求書の審査等の業務に関する事務の執行に要する費用を、その提出する診療報酬請求書の数、当該診療報酬請求書の審査の内容その他の当該費用を算出するに当たり考慮すべき事項として厚生労働省令で定めるものを基準として負担させることとした。（第二六条関係）

四　国民健康保険法の一部改正関係

1　賦課決定の期間制限に関する事項

保険料の賦課決定をした後に、被保険者の責めに帰することのできない事由によって被保険者に関する健康保険法等との間における適用関係の調整を要することが判明した場合における保険料の額を減少させる賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して二年を経過した日以後であっても、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して調整に必要と認められる期間に相当する期間を経過する日までにすることができることとした。（第一一〇条の二第二項関係）

2　資料の提供等に関する事項

市町村は、世帯主の資産の状況等に加え、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項についても、関係者に報告等を求めることができることとした。（第一一三条の二第一項関係）

3　国民健康保険団体連合会に関する事項

㈠　国民健康保険団体連合会は、診療報酬請求書の審査における公正性及び中立性の確保並びに診療報酬請求書情報等の分析等（㈡の事務をいう。）を通じた国民の保健医療の向上及び福祉の増進、情報通信の技術の活用による業務運営の効率化の推進並びに業務運営における透明性の確保に努めるとともに、医療保険制度の安定的かつ効率的な運営に資するよう、支払基金と有機的に連携しつつ、診療報酬の適正な請求に資する支援その他の取組を行うよう努めなければならないこととした。（第八五条の二関係）

㈡　国民健康保険団体連合会は、第四五条第五項の規定により市町村及び国民健康保険組合から委託を受けて行う療養の給付に要する費用等の請求に関する審査及び支払の業務を行うこととするとともに、診療報酬請求書及び特定健康診査等に関する記録に係る情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用の促進に関する事務等を行うことができることとした。（第八五条の三関係）

4　都道府県による保健事業の支援に関する事項

都道府県は、第八二条第一項の規定により市町村及び国民健康保険組合が行う被保険者の健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、当該事業の実施のために必要な支援を行うよう努めなければならないこととするとともに、当該支援のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村に対し、当該被保険者に係る保険給付の審査及び支払に係る情報等の提供を求めることができることとした。（第八二条第一項及び第一二項関係）

5　高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事項

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、二の1に準じた改正を行うこととした。（第八二条第三項～第六項関係）

6　電子資格確認及び被保険者記号・番号等の告知制限等に関する事項

電子資格確認及び被保険者記号・番号等の告知制限等について、一の3に準じた改正を行うこととした。（第三六条第三項、第五四条第二項、第五四条の二第三項、第五四条の三第四項、第一一条の二及び第一一三条の四関係）

五　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正関係

1　医療情報化支援基金に関する事項

㈠　支払基金は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が行う電子資格確認の実施に必要な費用その他地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療機関等の提供する医療に係る情報化の促進に要する費用を補助する業務及びこれに附帯する業務（㈡において「医療機関等情報化補助業務」という。）を行うこととした。（第二三条関係）

㈡　支払基金は、医療機関等情報化補助業務に要する費用に充てるために医療情報化支援基金を設け、㈢の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てることとした。（第三一条第一項関係）

㈢　政府は、予算の範囲内において、支払基金に対し、医療情報化支援基金に充てる資金を補助することができることとした。（第三一条第五項関係）

㈣　㈢の規定により政府が交付する補助金の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入をもって充てることとした。（第三一条第六項関係）

六　介護保険法の一部改正関係

1　高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、二の1に準じた改正を行うこととした。（第一一五条の四五第五項～第八項及び第一一七条第三項第六号関係）

2　医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設について、一の2に準じた改正を行うこととした。（第一一八条の三～第一一八条の九、第二〇五条の三及び第二〇六条の二第四号関係）

七　船員保険法の一部改正関係

1　被扶養者の要件について、一の1に準じた改正を行うこととした。（第二条第九項関係）

2　電子資格確認及び被保険者等記号・番号等の告知制限等について、一の3に準じた改正を行うこととした。（第二条第一二項、第五三条第六項、第六一条第一項、第六二条第一項、第六三条第一項、第六五条第三項、第一四三条の二及び第一五三条の一関係）

八　国民年金法の一部改正関係

被保険者の資格について、一の1に準じた改正を行うこととした。（第七条～第九条関係）